

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第六十二号）（抄）  
.....  
1

○ 社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会資本整備重点計画の計画期間）            第三条 社会資本整備重点計画は、<u>おおむね五年</u>を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。</p>	<p>（社会資本整備重点計画の計画期間）            第三条 社会資本整備重点計画は、<u>五年</u>を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。</p>